

西区保健福祉センター乳幼児発達相談心理相談業務  
非常勤嘱託職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「大阪市非常勤嘱託職員要綱」に基づき委嘱される西区保健福祉センター乳幼児発達相談心理相談業務非常勤嘱託職員（以下「心理相談業務非常勤嘱託職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(委嘱)

第2条 心理相談業務非常勤嘱託職員は、次のいずれかに該当する者の中から、筆記試験または論述試験、面接試験の内容を総合的に勘案して任用する。

- (1) 臨床心理士認定資格を有する者
- (2) 公的機関・医療機関・社会福祉施設・教育施設での心理相談業務を2年以上勤務した経験のある者
- (3) 前各号に準ずる者であって、第4条に規定する業務を遂行するために必要な知識及び能力を有する者

2 心理相談業務非常勤嘱託職員の委嘱は、市長が行うものとする。

(委嘱期間)

第3条 心理相談業務非常勤嘱託職員の委嘱期間は、1年以内とする。

2 市長は、必要と認める場合に限り、その委嘱期間を2回に限り更新することができる。

(業務)

第4条 心理相談業務非常勤嘱託職員の業務は、別添のとおり定める。

(勤務)

第5条 心理相談業務非常勤嘱託職員の勤務時間、その他の勤務条件は、別添のとおり定める。

2 心理相談業務非常勤嘱託職員の休憩時間等は、正規職員の例による。

3 心理相談業務非常勤嘱託職員は、病気その他の理由により業務に従事できないときは、すみやかにその旨届出しなければならない。

(報酬等)

第6条 報酬の支給及び費用弁償については、別添のとおり定める。

(実施細目)

第7条 この要綱の実施について必要な事項は、西区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(別添)

西区保健福祉センター乳幼児発達相談心理相談業務  
非常勤嘱託職員労働条件等について

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 雇用期間                      | 雇用期間は1年以内とする。<br>ただし、市長が、必要と認める場合に限り、2回まで雇用期間を更新できる。<br>(基準更新日は4月1日)   |
| 就業場所                      | 西区役所保健福祉課に配属される。   |
| 従事すべき業務内容                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1歳6か月児、3歳児健康診査事業における心理相談業務</li><li>・ 発達相談事業(フォロー健診)における心理相談業務</li><li>・ 4・5歳児発達障がい相談事業における心理相談業務</li><li>・ 育児教室(3か月児健診後のフォロー教室) 事業における心理相談業務</li><li>・ 乳幼児健診後の乳幼児と養育者への継続的支援業務</li><li>・ 発達障がいの早期発見、早期支援のための相談業務</li><li>・ 地域に出向く心理相談、発達障がいの理解を深める啓発業務</li><li>・ 庁内関係部署との連携(子育て支援室など)</li><li>・ 関係機関との連携(医療機関、療育機関、保育機関など)</li></ul> |
| 始業・終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無等 | <p>(1) 出勤日数<br/>週4日(月曜日から金曜日のうち本市が指定する4日間)</p> <p>(2) 始業・終業の時刻等<br/>(始業)午前9時00分から(終業)午後5時15分まで<br/>労働時間<br/>始業から終業までの基本7時間30分の労働時間とし、週30時間とする。</p> <p>(3) 休憩時間<br/>45分の休憩とする。</p> <p>(4) 所定時間外労働の有無<br/>原則として所定時間外労働は無い。</p> <p>(5) その他<br/>研修期間等、指定した勤務時間での勤務を依頼することがある。</p>  |
| 休日                        | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 定例日：土曜日、日曜日及び祝日※</li><li>・ 非定例日：12月29日から翌年1月3日までの日</li></ul> ※休日出勤を指示した場合、他の日に休日を振替える。   |
| 休暇                        | <p>(1) 年次有給休暇<br/>大阪市非常勤嘱託職員要綱に基づく。</p> <p>(2) その他の休暇</p>  |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>有給： 夏季休暇、非常災害により交通遮断、忌引の場合、市長が別に定める場合など</p> <p>無給： 病気欠勤など</p>  |
| 報酬  | <p>(1) 報酬<br/>月額 180,000 円<br/>ただし、支払い時に所得税及び健康保険料等を控除する。</p> <p>(2) 通勤手当等<br/>公共交通機関による通勤を常例とする場合は、通勤交通費を支給する。</p> <p>(3) 報酬支給日<br/>基本報酬は、その月、基本報酬以外は、その月分を翌月にそれぞれ 17 日に支給する。(1 月に限り 18 日) ただし、その日が土曜日にあたるときはその前日、日曜日にあたるときはその翌日とし、また、日曜日でその翌日が祝日である場合その前々日とする。</p> <p>(4) 報酬支払方法<br/>報酬の支払方法は、口座振替とする。</p> <p>(5) 昇給、賞与、退職金<br/>無</p> |
| 退職等 | <p>(1) 定年制<br/>無</p> <p>(2) 自己都合退職の手續<br/>退職日の 30 日以上前に届け出ること</p> <p>(3) 解嘱の事由及び手續<br/>解嘱の事由<br/>① 勤務成績が不良と認めるとき<br/>② 心身の故障のため業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪え得ないとき<br/>③ 職務上の義務に違反し、若しくは職員として適格性を欠くとき</p>  |
| その他 | <p>(1) 社会保険の加入状況<br/>全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）・厚生年金保険に加入する。</p> <p>(2) 雇用保険の適用<br/>適用あり</p> <p>(3) その他<br/>公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、非常勤職員公務災害等補償条例を適用する。</p> <p>(4) 職務上知り得た内容については、守秘義務が課せられる。</p> <p>(5) 採用及び解嘱等その他必要な事項は、「大阪市非常勤嘱託職員要綱」及び「西区保健福祉センター乳幼児発達相談心理相談業務非常勤嘱託職員要綱」の定めによるところによる。</p>  |

